

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	都道府県立職業能力開発施設の運営費交付金 (職業転換訓練費交付金・離職者等職業訓練費交付金)		担当部局庁	職業能力開発局	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和60年度		担当課室	能力開発課	能力開発課長 志村 幸久		
会計区分	一般会計 労働保険特別会計雇用勘定		政策・施策名	V-1-1 多様な職業能力開発の機会を確保すること。			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	職業能力開発促進法第15条の6第1項及び第95条第1項、雇用保険法第63条第1項第2項、雇用保険法施行規則第126条		関係する計画、通知等	—			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	都道府県における職業訓練の規模及び質の維持						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	都道府県が設置する職業能力開発校等の運営に必要な経費を交付し、離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行うことにより、職業に必要な技能及び知識を習得させる。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	11,638	11,937	12,336	11,987	11,978
		補正予算					
		繰越し等					
	計	11,638	11,937	12,336	11,987	11,978	
	執行額	11,638	11,638	11,638			
執行率(%)	100%	97.5%	94.3%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (21~24年度)
	○離職者訓練 ・離職者訓練(施設内訓練)修了者の訓練修了後3ヶ月時点の就職率(80.0%)	成果実績	%	67.9	71.6	71.7(速報値)	80.0
		達成度	%	84.9	89.5	88.7(速報値)	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	訓練受講者数等 ・離職者(施設内)訓練受講者 ・在職者訓練受講者数 ・学卒者訓練入校者数	活動実績 (当初見込み)	人	82,964	76,160	79,439	—
			人	(102,155)	(102,647)	(97,891)	(95,922)
単位当たりコスト	152,807円/受講者1人		算出根拠	平成24年度執行額(11,637,797,000円)/平成23年度受講者数(76,160人)			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	一般会計			事業対象施設数の減少に伴う削減。			
	(目)職業転換訓練費交付金	3,299	3,299				
	労働保険特別会計雇用勘定						
	(目)離職者等職業訓練費交付金	8,688	8,680				
	職業能力開発校	6,557	6,557				
	職業能力開発短期大学校	1,782	1,782				
	職業能力開発促進センター	349	341				
計	11,987	11,978					

事業所管部局による点検						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	雇用失業情勢は依然として厳しく、求職者の就職を実現するためには訓練機会の確保が重要である。また、職業訓練は国の雇用のセーフティネットとして国の責務として実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号)。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は地域の実情に応じた多様な訓練機会を確保するため、国が都道府県の職業能力開発校の運営に必要な経費を交付するものである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	雇用失業情勢は依然として厳しく、求職者の就職を実現するためには訓練機会の確保が重要であることから、本事業は優先度が高い事業と言える。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—	—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	費目・使途は都道府県の職業能力開発校の運営に必要な経費に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△	実績が見込みより低かった。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	本事業は、労働者の職業能力の開発及び向上に資する職業訓練を実施するため、都道府県における職業能力開発校の規模及び質の維持が図っており、十分に活用していると言える。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	<p>・厳しい雇用失業情勢が続く中、訓練生の就職に困難が生じることが予想されるため、これ以上の予算の削減は困難であるが、引き続き、効率的な予算執行に努めるとともに事業の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>・本件事業においては①離職者(施設内)訓練受講者数②在職者訓練受講者数③学卒者訓練入校者数を活動指標としているところ、24年度においては前年度以上の活動実績となっており、事業の目的に資するものと判断することができる。</p>					
外部有識者の所見						
外部有識者の点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	効果的・効率的な事業運営がなされるよう、活動実績等を勘案・検証したうえで予算要求に反映していくこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	事業対象施設数の減少に伴う削減を行ったが、平成24年度の活動実績(受講者数)が増加していることから、引き続き効果的な執行に努める。(▲8百円)					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	948	平成23年	819	平成24年	720

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
11,638百万円

〔 予算の交付 〕



A. 都道府県(47) 11,638百万円

〔 短期課程、普通課程、専門課程訓練の実施等 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

A.東京都			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
訓練実施事業費	短期課程訓練費	2,467			
訓練実施事業費	普通課程訓練費	371			
訓練実施事業費	専門課程訓練費	0			
職員設置費	職業訓練指導員費	1,169			
職員設置費	管理職員費	1,221			
	※上記支出の一部に交付金を充当				
計		1,118	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行い、職業に必要な技能及び知識を習得させる。	1,118		
2	神奈川県	離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行い、職業に必要な技能及び知識を習得させる。	834		
3	大阪府	離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行い、職業に必要な技能及び知識を習得させる。	591		
4	北海道	離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行い、職業に必要な技能及び知識を習得させる。	506		
5	埼玉県	離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行い、職業に必要な技能及び知識を習得させる。	461		
6	愛知県	離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行い、職業に必要な技能及び知識を習得させる。	450		
7	福岡県	離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行い、職業に必要な技能及び知識を習得させる。	415		
8	岩手県	離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行い、職業に必要な技能及び知識を習得させる。	400		
9	兵庫県	離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行い、職業に必要な技能及び知識を習得させる。	384		
10	千葉県	離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行い、職業に必要な技能及び知識を習得させる。	354		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					